

篠栗町省エネ家電購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、省エネ家電の購入を促進し、町内の各家庭における電力使用量を削減することにより、電気代金の削減及び二酸化炭素排出量の削減を図ることを目的として、予算の範囲内において省エネ家電を購入する者に対してその購入費用の一部を助成する篠栗町省エネ家電購入補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) エアコン 家庭用エアコンディショナーをいう。
- (2) 冷蔵庫 家庭用電気冷蔵庫をいう。
- (3) テレビ テレビジョン受信機をいう。
- (4) 省エネ家電製品 エアコン、冷蔵庫、テレビ、照明器具及び高効率給湯器をいう。

(補助対象家電等)

第3条 補助金の交付対象となる省エネ家電製品は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和8年4月1日以降に購入したもので、かつ、補助金の申請の日までに設置が完了しているもの。
- (2) 別表の条件を満たしている省エネ家電製品で、かつ、資源エネルギー庁の省エネ型製品情報サイトに掲載されているもの。

2 補助金の交付は、省エネ家電製品の品目ごとに、1世帯につき1回を上限とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 住民基本台帳(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条に規定する住民基本台帳をいう。)に記録され、篠栗町に居住している者

- (2) 町税等の滞納がない者
- (3) 購入した省エネ家電製品を第1号の住民基本台帳に記録された住所地に設置し利用する者
- (4) 篠栗町暴力団排除条例（平成22年条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者
- (5) 篠栗町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でない者

2 前項の規定にかかわらず、前年度にこの要綱に基づき補助金の交付を受けた者は、当該交付の対象となった省エネ家電製品と同一の品目については、補助対象者としなない。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、省エネ家電製品購入費（設置等の工事に要する経費、配送料、消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

（補助金の交付額）

第6条 補助金の交付額は、補助対象経費の3分の1に相当する額とし、千円に満たない額は切り上げる。

2 補助金の交付額の上限額は、品目ごとに別表に規定する額とする。

（申請受付期間）

第7条 補助金の交付申請受付期間（以下「申請受付期間」という。）は、令和8年7月1日から令和9年3月31日までとする。ただし、申請受付期間であっても、予算の範囲を超えた場合は、申請の受付を終了するものとする。

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付申請を行う者（以下「申請者」という。）は、電子申請システム（通信回線を利用して電子計算機処理により交付申請等を行うシステムをいう。）又は篠栗町省エネ家電購入補助金交付申請書兼誓約書（様式第1号）（以下「申請書」という。）により申請を行うものとする。

2 前項の申請には、次に掲げる書類の全てを添えて申請しなければならない。

- (1) 補助対象経費金額を証明する書類の写し
- (2) 製品名称及び機種名（型番）が分かる書類の写し
- (3) 製造事業者又は販売店が発行する保証書の写し
- (4) 申請者に対しての調査に関する同意書
- (5) 申請者の振込指定口座通帳又はキャッシュカードの写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
（補助金の交付決定等）

第9条 町長は、前条の規定に基づき補助金の交付申請があったときは、内容を審査し、予算の範囲内において、交付すべき補助金額を確定し、交付の決定又は不交付の決定を行う。

2 町長は、前項の交付の決定をしたときは、篠栗町省エネ家電購入補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の不交付の決定をしたときは、篠栗町省エネ家電購入補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（決定の取消し）

第10条 町長は、前条第2項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定した補助金額の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付を辞退したとき。
- (2) 申請書に虚偽の事項を記載し、又は交付申請等について不正の手段により交付決定を受けたとき。
- (3) 補助対象者の要件を満たしていないことが判明したとき。
- (4) 補助金の交付を受けた省エネ家電製品を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供したとき。
- (5) この要綱の規定に違反したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の取消しについて相当の理由があると町長が認めるとき。

(補助金の返還)

第11条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

(協力義務)

第12条 交付決定者は、次に掲げる事項について協力しなければならない。

- (1) 脱炭素に関するアンケートの調査
- (2) その他町長が協力を依頼する事項

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

別表（第3条、第6条関係）

品目	能力・サイズ		統一省エネラベルにおける多段階評価点・その他性能	補助交付上限額（円）
エアコン	冷房時	～2.7kw	★3以上	30,000
		2.8kw～ 5.5kw		50,000
		5.6kw～	★2以上	70,000
冷蔵庫	総容量	100L～ 350L	★2以上	20,000
		351L～ 500L	★2.5以上	40,000
		501L～	★3以上	60,000
テレビ	32V～55V		★3以上	30,000
	56V～		★1.5以上	40,000
照明器具	—		★3以上	10,000
高効率給湯機	ガス温水機器 石油温水機器		★3以上	60,000